

茨木市総合計画（案）へのパブリックコメント募集について【抜粋】

■意見等募集期間

平成26年10月1日（水曜日）から平成26年10月31日（金曜日）まで

■公表場所

当ホームページ、政策企画課担当窓口（市役所南館3階）、情報ルーム（市役所南館1階）、各いのち・愛・ゆめセンター、男女共生センターローズWAM、北辰出張所、各コミュニティセンター、障害福祉センターハートフル、障害者就労支援センターかしの木園、各老人福祉センター、保健医療センター、こども健康センター、子育て支援総合センター、生涯学習センターきらめき、上中条青少年センター、各公民館、各市民体育館、各図書館、社会福祉協議会、シルバー人材センター

■提出方法・提出先

○郵送：567-8505 茨木市企画財政部政策企画課宛（住所不要） ※最終日の消印有効

○FAX：072-623-3025

○E-MAIL：kikaku@city.ibaraki.lg.jp

○担当課への書面の提出：茨木市役所南館3階政策企画課窓口

■計画の目次 ※網掛けか所は、資料をつけている項目です

はじめに	1
1 計画策定に当たって	2
2 計画の構成と期間	14
基本構想	
1 まちづくりの視点	17
2 スローガン	19
3 まちの将来像とまちづくりを支える基盤の方針	20
基本計画	
1 基本計画の内容	29
(1) 基本計画の位置づけ	
(2) 基本計画の構成	
(3) 施策体系	
2 将来人口推計	32
3 重点プラン	33
4 施策別計画	43
第1章 とともに支え合い、健やかに暮らせるまち	47
第2章 次代の社会を担う子どもたちを育むまち	67
第3章 みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち	85
第4章 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	103
第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち	117
第6章 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	155
第7章 まちづくりを進めるための基盤	171
5 都市構造	191
(1) 都市構造の考え方	
(2) 都市構造	
6 財政計画	193
(1) 茨木市の財政の現状	
(2) 今後の財政見通し	
(3) 将来を見据えた取組	

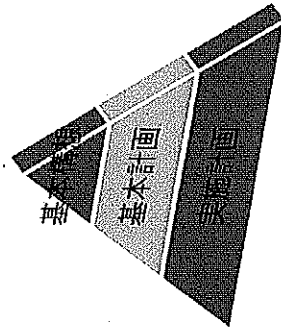
基本計画

1 基本計画の内容

(1) 基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を具
体化するための施策と取組の内容、重点プラン、都市
構造、財政計画を示します。

なお、施策ごとに評価を行い、施策と取組の進捗を
管理します。



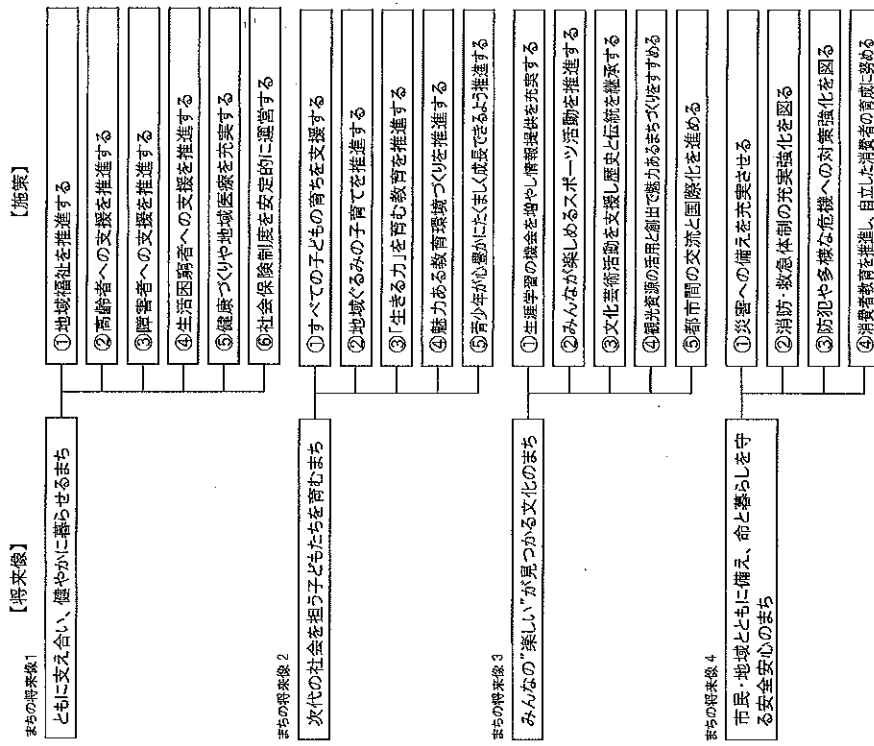
(2) 基本計画の構成

基本計画は、以下の5つから構成します。

- ① 将来人口推計
計画の前提条件となる人口推計結果を整理しています。
- ② 重点プラン
基本計画において、施策の必要性や優先度を見極め、重点的に取り組むべき内容を定めています。
- ③ 施策別計画
基本構想において定めたまちの将来像別に、今後5年間の具体的な施策・取組の内容を定めています。
- ④ 都市構造
市域を特性別に区分し、それぞれ地域区分において特性をいかしたまちづくりの方針を定めています。
- ⑤ 財政計画
基本構想の実現と基本計画の諸施策の推進を図るため、財政計画を定めています。

(3) 施策体系

基本構想を実現するための6つのまちの将来像とまちづくりを支える基盤の施策体系は以下のとおりです。



まちの将来像 5 【将来像】

都市活力がみなぎる便利で快適なまち

【施策】

- ① 地域経済を支える産業をまもり育てる
- ② 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる
- ③ 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる
- ④ 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる
- ⑤ 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる
- ⑥ 時代と市民の期待・要請に即応する新たな都市づくりをすすめる
- ⑦ 環境負荷の低減や子育て・高齢化社会を見据えた都市づくりをすすめる
- ⑧ 暮らしと産業を支える交通を充実させる
- ⑨ 市民・民間によるまちづくりを促進する

まちの将来像 6

心がけから行動へ みんなで育む環境にやさしいまち

- ① いこごちの良い生活環境をたもつ
- ② バランスの取れた自然環境をつくる
- ③ ライフスタイルの見直しで無駄なものをめざす
- ④ きちんと分別で資源の循環をすすめる

まちづくりを進めるための基盤

- ① まちの魅力を市内外に発信する
- ② 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する
- ③ 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する
- ④ 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす
- ⑤ 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす
- ⑥ 地域コミュニケーションを育み、地域自治を支援する
- ⑦ 多様な主体による協働のまちづくりを推進する

**まちの 第1章
将来像 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち**

施策5. 健康づくりや地域医療を充実する

施策概要

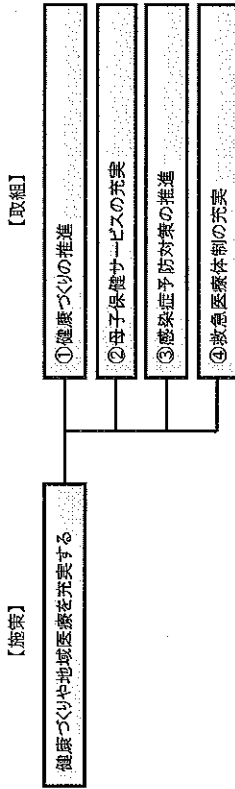
《施策の必要性》

高齢化の進展に伴い、医療費・介護給付費の適正化と限りある医療資源の有効活用が求められる中、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための取組がますます重要となつていきます。また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもへの健康づくりを推進していくことも必要です。さらに、市内医療機関における救急医療をはじめとする医療体制の確保や、介護と連携した地域医療の充実が課題となっております。

《施策の方向性》

地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制による保健活動の推進など積極的な保健活動を展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進します。地域で安心して暮らせるまちをめざし、救急医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が自ら地域との連携協力により健康づくりに取り組めます。

《施策を表現するための取組の体系》



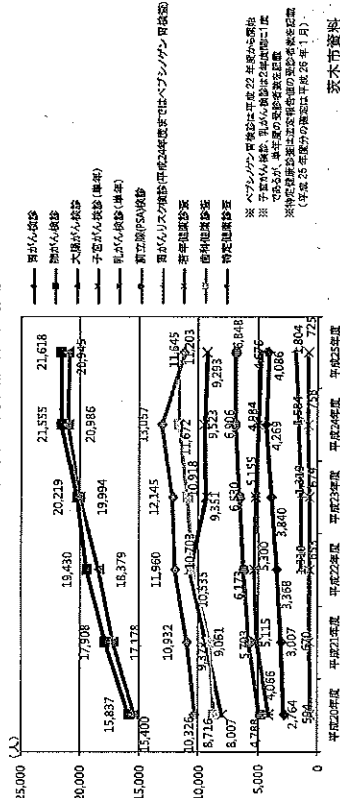
分野別計画等

- 総合保健福祉計画
「すべての人ががすこやかに、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康づくりまち21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画」「障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」など、各分野の計画を旨とした保健福祉の領域における総合的な計画
- 健康いばらき 21・食育推進計画(第2次)
乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた効果的な健康づくりを行うための推進体制を充実し、生活習慣病予防と市民の健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定める計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画

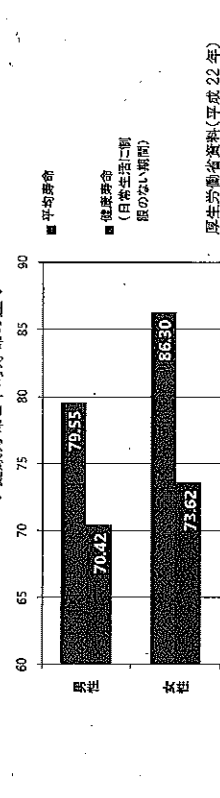
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	市民が連携協力して健康づくりに取り組め、住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。
1-2 高齢者への支援を推進する	いつまでも住み慣れた地域で生活できるように、介護との連携による在宅医療体制の構築に向けた取組を推進します。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	次代を担う子どもを安心して産み育てることができ、子育てに関する不安や悩みを地域の中で支え合える環境づくりを進めるとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	子どものうちに正しい食習慣を身につけ、健全な心身と豊かな人間性を育むため、学校・保育所等において十分な教育がなされるよう、家庭や地域と連携を深めながら適切な取組を行います。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	市内医療機関への救急搬送率を高め市民の安心につなげるため、市内医療機関との連携強化に努めます。

◆健康診査等受診者数の推移◆



◆健康寿命と平均寿命の差◆



厚生労働省資料(平成22年)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康づくりの推進	<p>現状と課題</p> <p>子どもから高齢者まで医療や介護サービスの需要が増大するなか、市民が健康や健康寿命が延び、健康寿命が延びる社会をめざして予防・健康管理等に取り組む必要があり。</p> <p>目標</p> <p>市民一人ひとりが健康意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など望ましい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健康診断を受けることにより、健康寿命が延びています。</p>	<p>市</p> <p>三師会(※1)等関係団体と連携しながら、健康(検)診の実施やその結果等を活用した健康指導、食育推進に関する施策を実施するとともに、保健活動を実施し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。</p> <p>市民</p> <p>健康づくりの主旨は市民一人ひとりにあり、健康づくりの考え方に立ち、積極的に健康づくりに取り組めます。</p> <p>事業者・団体</p> <p>生活習慣病の重症化予防に向け、三師会、医療機関等は市と連携して情報提供や相談支援に努めます。</p>
②母子保健サービスの一歩の充実	<p>現状と課題</p> <p>晩婚化に伴う晩産化や出生体重が低い新生児の増加、子育て環境の変化や児童虐待など、多様化する課題への対応が必要となっています。</p> <p>目標</p> <p>質の高い母子保健サービスの提供や地域での支え合いにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えています。</p>	<p>市</p> <p>健康診断や訪問指導、各種教室等の実施のほか、府や関係機関との連携を密にし、より専門的な相談・指導等の支援を行います。</p> <p>市</p> <p>妊婦健康診査、乳幼児健康診査等を受診します。</p> <p>事業者・団体</p> <p>府、医療機関、福祉施設、その他関係組織等は市と連携して、母子保健を地域で支援する取組に努めます。</p>
③感染症予防対策の推進	<p>現状と課題</p> <p>新たな感染症や既知の感染症の再興も想定される中、感染症の発生予防やまん延の防止のため、正しい知識の普及や情報の収集・整理を、国・府と連携して進めることが求められています。</p> <p>目標</p> <p>市民一人ひとりが正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対処できる状態になっています。</p>	<p>市</p> <p>感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供します。</p> <p>市民</p> <p>感染症に対する正しい知識を持ち、感染症予防に努めます。</p> <p>事業者・団体</p> <p>三師会、医療機関等は市と連携協力し、希望する市民に接種機会を提供します。</p>

※1 三師会
茨木市医師会、茨木市歯科医師会、茨木市薬剤師会のことを指しています。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④救急医療体制の充実	<p>現状と課題</p> <p>医師をはじめとする医療スタッフの確保が困難である等の理由により、市内二次救急医療機関(※2)の救急受入れ体制が十分にない状況にあります。</p> <p>目標</p> <p>関係機関相互の連携協力により、市内医療機関への救急搬送率が高まるなど、市内医療体制が確保されています。</p>	<p>市</p> <p>市内二次救急医療機関に対し、市内医療体制確保のため、必要な支援を状況に応じ行うとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。</p> <p>市民</p> <p>緊急性のない救急外来の受診を避けるなど、救急患者に適切な医療が提供できるように協力します。</p> <p>事業者・団体</p> <p>市内二次救急医療機関は、できる限り救急患者の受け入れを行うよう、体制整備に努めます。</p>

※2 二次救急医療機関

わが国では、都道府県が作成する医療計画に基づき、重症度に応じて初期、二次、三次の3段階の救急医療体制をとっており、直ちに手術が必要な患者や入院治療を必要とする患者に対応する医療機関を二次救急医療機関とします。茨木市は高槻市、藤井市、島本町とともに、三島二次医療圏を構成しています。

まちの 第2章 将来像 次代の社会を担う子どもたちを育むまち

施策1. すべての子どもの育ちを支える

施策概要

《施策の必要性》

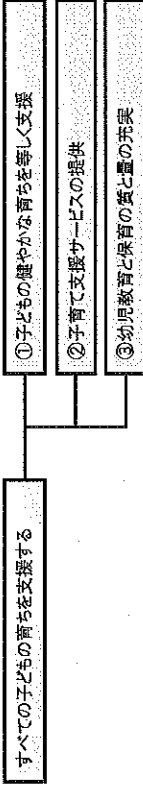
本格的な人口減少社会の到来を迎える中、少子化問題に対処するため、妊娠前から子育て期にかけての切れ目のない支援の推進と、待機児童の解消など仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。また、幼児期の教育・保育が人格形成の基礎を培うことから、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供が求められています。さらに、社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとした、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていく必要があります。

《施策の方向性》

次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、安心して子育てのできる環境を整えます。

《施策を実現するための取組の体系》

【施策】



【取組】

分野別計画等

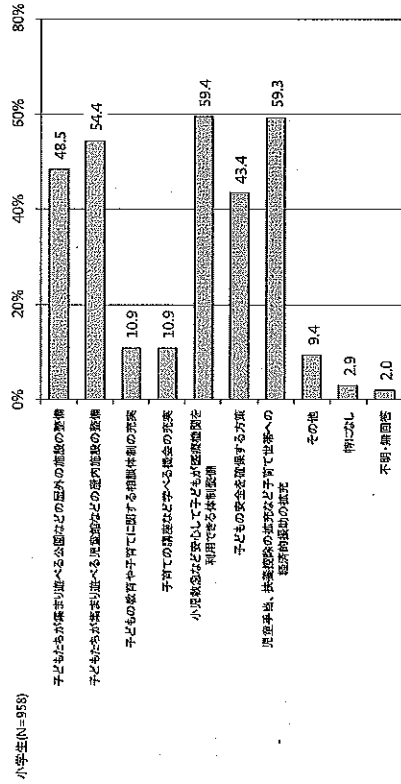
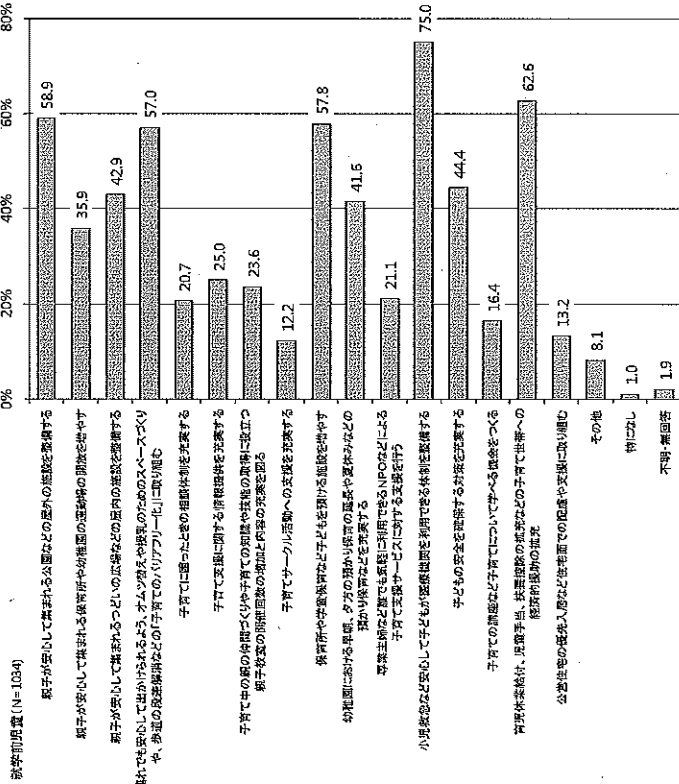
● 次世代育成支援行動計画(第3期)

すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	子育ての孤立化等を予防するため、地域での見守り・支援を行います。
1-3 障害者への支援を推進する	発達に課題のある子どもへの早期療育に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	貧困の連鎖を食い止める手段として子どもの就学支援等を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	妊婦健診や乳幼児健診との連携により、安心して出産・子育てができる環境を整えます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	子育て支援ネットワークを活用し、地域の子育て力の向上を図ります。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	保育所・幼稚園と小学校の連携によるスムーズなステージ移行を図ります。中学生と乳幼児の交流機会を設けます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひとり親家庭等の就労を支援します。一仕事業主行動計画策定を啓発します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	男性の家事・育児への参加意識を啓発します。子どもに対する性犯罪や面前DVの予防啓発を行います。

◆充実してほしい子育て支援サービス◆
(複数回答)



茨木市次世代子育て支援に関するニーズ調査(平成26年3月)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①子どもの健やかな育ちを等しく支援	<p>現状と課題 児童手当などの給付を行い、こども医療の拡充を図るとともに、障害のある児童の社会生活等を支えるための療育サービスを提供し、児童虐待の予防、早期対応等に努めています。また、ひとり親家庭に対する自立支援による相談援助、自立支援給付金の支給等を行っています。今後も、子どもの貧困対策をはじめ、さまざまな立場の子ども・家庭への支援に努める必要があります。</p>	<p>市 子ども・子育て支援施策の拠り所として、次世代育成支援行動計画を策定するとともに、児童虐待の予防や発達支援、医療費の助成やひとり親家庭への支援、修学意欲のある若者へのサポートなど個々の状況に応じた支援が行える体制を整えます。</p>
②子育て支援サービスの提供	<p>目標 社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとするとさまざまな状況にある子どもが健やかに育つための環境を整えます。</p> <p>現状と課題 子育て家庭の負担や不安の軽減を図るため、ニーズに応じて「ほっと」できる場を提供し、一時保育、ヘルパー派遣、子育て相談などを気軽に活用できるよう子育て支援サービスの充実を図っています。今後も必要な子育て支援サービスが有効に活用されるよう、市民周知に努める必要があります。</p>	<p>市民 子育て家庭の孤立化を防ぐとともに早期の通告による虐待の予防に努めます。</p> <p>事業者・団体 一般事業主行動計画(※)の策定をはじめ、従業者の子育て支援に努めます。</p> <p>市 さまざまなニーズに対し総合的かつ有効な支援サービスを提供できるような体制を整えるとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。</p>
	<p>目標 個々のニーズに応じた支援サービスが活用され、安心して子育てができるようになっていきます。</p>	<p>市民 個々のニーズに応じた情報を収集し、活用します。</p> <p>事業者・団体 個々のニーズに応じた情報を収集し、活用します。</p>

※ 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業者の仕事と子育ての両立を阻むための環境整備などに取組むための対策や実施時期を定めるものです。

まちの 第2章 将来像 次代の社会を担う子どもたちを育てる

施策2. 地域ぐるみの子育てを推進する

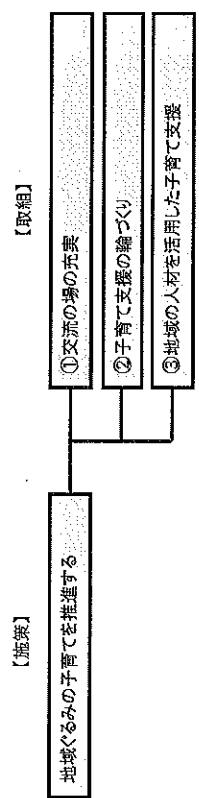
施策概要

《施策の必要性》
 子育ての第一義的責任は保護者にあるとされていますが、核家族化が進み、近隣との関係が希薄化していることから、子育て家庭の孤立化等が危惧されます。地域におけるさまざまな立場の人たちが互いに連携・協力し、子育てに関わることで、地域の子育て力を充実していくことが求められます。

《施策の方向性》

地域のさまざまな人材が連携・協力し、子育てを支えることで、親子ばかりではなく世代を超えた人たちの交流の場が充実するなど、「子育てでつながる地域社会」の実現をめざします。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
 すべての子どもを育ち、子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③幼児教育と保育の質と量の充実	<p>現状と課題 保護者の就労等の事情により、幼児教育を希望する者がこれを受けられない状況が見られたり、保育ニーズの嵩みから、多くの待機児童が生じている現状があります。幼児期の教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもに等しく提供される必要があります。</p>	<p>市 幼稚園、認定こども園、保育所等における質の高い教育・保育の提供体制を計画的に整備するとともに、その充実・向上に努めます。</p>
	<p>目標 待機児童が解消されるとともに、保護者のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育が総合的に提供されています。</p>	<p>市 民 事業者・団体 幼児教育・保育に関わる事業者は、多様化する保護者のニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育・保育環境の提供に努めます。</p>

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークなどによる子育て世帯への支援を行います。
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域における活動として、子育て支援の仕組みづくりを行います。
2-1 すべての子どもを支援する	保育所・幼稚園における園庭開放を行います。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域コミュニティにおける子ども・子育ての新たな支え合い体制の構築を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	子育て支援に関心を持つ人材の育成を図ります。

◆ 子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか

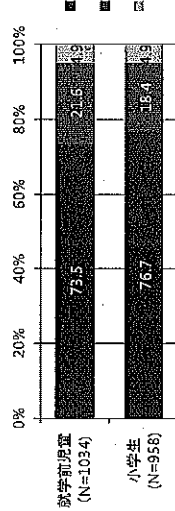


表 本市次世代育成支援に関するニーズ調査(平成 26 年 3 月)

◆ 支えられていると感じる人、支えてほしい人 (複数回答)

【就学前児童】	支えられていると感じる人		支えてほしい人	
	件数	%	件数	%
近所の人	292	38.4	49	19.3
同じ世代の子どもを持つ保護者	508	68.8	79	35.4
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	59	7.0	27	12.1
地域活動を行っているNPOなどの人	49	5.9	28	12.5
幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	457	60.1	82	38.8
市役所の職員	27	3.8	26	11.7
その他	51	6.7	23	10.3
不明・無回答	11	1.4	40	17.3

【小学生】	支えられていると感じる人		支えてほしい人	
	件数	%	件数	%
近所の人	329	44.4	22	12.5
同じ世代の子どもを持つ保護者	597	81.2	56	31.8
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の人	171	23.3	26	14.8
地域活動を行っているNPOなどの人	37	5.0	28	14.8
市役所の職員	14	1.9	14	8.0
その他	44	6.0	21	11.9
不明・無回答	15	2.0	59	30.1

表 本市次世代育成支援に関するニーズ調査(平成 26 年 3 月)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 交流の場の充実	<p>現状と課題 身近な地域で子育て中の親子が気軽に集くついで、情報交換ができる場の充実が図られています。今後子育てを担う子どもたちへの関わりとして、子育て中の親子が子育ての楽しさを伝える機会を増やす必要があり。また、父親の参加や学生・高齢者等との交流の場の充実が必要です。</p> <p>目標 子育て中の親子が気軽に交流できる場が地域の中に充実しています。</p>	<p>市 子育て中の親子が利用しやすい身近な地域での交流の場を展開するとともに、交流の活性化を推進します。子育て中の親子が主役となり、次世代の子育てへの啓発を行うよう積極的に学校等との連携を図ります。</p>
② 子育て支援の輪づくり	<p>現状と課題 子育てに関する情報の共有や子育てに関わっている人たちがつながるためのネットワークを構築しています。お互いの特色を認め合い、地域での連携をより高めるための体制を整備する必要があります。</p> <p>目標 地域に根差した子育て支援の輪をつくり、それぞれが互いに支え合いながら、特色をいかした活動が展開されています。</p>	<p>市 民 さまざまな支援等を利用したり、イベントに参加・協力します。</p> <p>事業者・団体 支援者は、それぞれの持つ特色を最大限にいかした活動を展開するとともに、他の支援者と連携し、情報交換等を積極的に行いながら、有意義な情報提供を行います。</p>
③ 地域の人材を活用した子育て支援	<p>現状と課題 地域には、育児、学習、生活等のさまざまな知識を持つ高齢者などの子育て経験者や民生委員・児童委員、地区福祉委員、民間団体などがあります。また、子育て支援をしている民間団体などがあります。それらの地域の人材をより一層活用することが必要です。</p> <p>目標 地域の人材がさまざまな形で活用され、地域住民の経験・知識・技術等がいかした活動が展開されています。</p>	<p>市 民 子育て経験者、民生委員・児童委員、地区福祉委員、民間団体などが連携・協力しやすいようなつながりをつくらせます。</p> <p>事業者・団体 経験・知識・技術等がいかすなど、積極的に活動・参加・協力します。</p>

まちの 第2章 将来像 次代の社会を担う子どもたちを育むまち

施策3. 「生きる力」を育む教育を推進する

施策概要

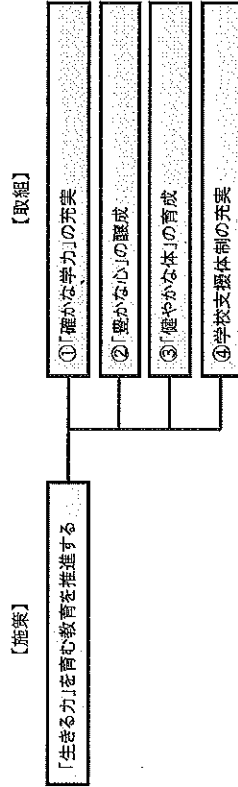
《施策の必要性》

平成18年の「教育基本法」改正により新しい時代の教育の基本理念が示され、その後、「生きる力」を一層育むことをめざして学習指導要領も改訂されました。一方、経済のグローバル化や高度情報化、少子高齢化が急速に進み、「貧困」「格差」の問題が大きな社会問題となっています。また、21世紀は知識基盤社会と言われ、次代を担う子どもたちには、知識や技能を活用して課題を解決する力、変化の激しい社会に柔軟に対応し、力強く生き抜く力が求められており、子どもたちが、自らの力で困難を乗り越え、未来を切り拓く力を育む必要が求められます。

《施策の方向性》

すべての児童・生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫したきめ細やかで質の高い教育を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画
- 第3次学力・体力向上3カ年計画
「学習事項の定着(学力調査で図れる学力)」「ゆめ力」「自分力」「つなご力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成をめざす計画
- いじめ防止基本方針
いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいて、これまで本市が示してきた事項をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	福祉の意味や福祉活動の役割について理解し、障壁や高齢者などとの出会いや体験活動などを通して、「思いやりを行動へ」と移す実践力を育成します。
1-3 障害者への支援を推進する	子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や就労をはじめとする社会参加をめざした適切な指導・支援を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	食に関する指導にあたっては、指導の全体計画を学校の教育計画に位置づけ、学校教育全体を通して実施します。
2-1 すべての子どもの育ちを支える	保幼小連携ベースカリキュラムに基づく実践を小学1年生で進めるとともに、中学校プロジェクト内の連携推進に努めます。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	中学校の安全については、地域と一体となった「子どもを守る大人のスクラム」の充実を図ります。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	市立図書館の図書や読み聞かせ講師の招聘、団体貸出の利用等の連携を図ります。
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	児童・生徒に「ふるさと茨木」への愛着と誇りを育むとともに、わが国の歴史や文化・伝統を大切にすることを育てます。
4-2 消防・救急体制の充実を図る	各学校での事故発生時における救急及び緊急連絡体制について、教職員に周知徹底し、万全な危機管理に努めます。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成を図る	学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容を充実させます。
5-1 地域経済を支える産業をまもり育てる	学校給食への安全・安心な農作物の供給を推進します。
6-3 ライフスタイルの見直しを推進する	児童・生徒に地球温暖化や環境問題など、人間と環境の関わりについての認識を深めさせ、自発的に行動する意欲や態度を育みます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	さまざまな人権問題の解決に向けて、校内組織体制を整備して人権教育を推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	すべての教育活動において、男女共同参画社会の実現を目的とした男女平等教育を充実させます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①「確かな学力」の充実	<p>現状と課題</p> <p>学校と市教育委員会が「筑木つ子プラン 22」「筑木つ子 ステップアッププラン 25」の計6年にかかわる学力向上施策に取り組んでいますが、特に就学前を組んで、児童・生徒の学力は確実に向上していますが、さらに小中学校が連携して学力課題を克服する必要があります。</p> <p>目標</p> <p>小中学校が連携して学力向上にかかわる組織的・計画的な取組を推進しており、児童・生徒は学習習慣を身につけ、知識や技能を活用して学習に取り組む、学ぶ喜びを実感しています。</p>	<p>市</p> <p>学校と市教育委員会は、進行中の「筑木つ子ステップアッププラン 28」後も学力向上施策に継続して取り組めますが、特に就学前を含めた保幼小中連携や市立図書館等との連携を図って「質の高い教育」をめざします。</p> <p>市 民</p> <p>市教育委員会が作成した「家庭で学力を育てるヒント」を参考に、家庭の状況に応じてできることから取り組めます。</p> <p>事業者・団体</p> <p>道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「筑木市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの未然防止の取組により、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図ります。</p>
②「豊かな心」の醸成	<p>現状と課題</p> <p>互いに高めあう人間関係づくりをめざして「ゆめ力」「自分力」「つながり力」(※)の育成を図りますが、いじめ、不登校等の問題事象、特にインターネットを通じて行われるいじめ事象への対応が必要で</p>	<p>市 民</p> <p>道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「筑木市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの未然防止の取組により、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図ります。</p> <p>事業者・団体</p> <p>一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身に付け、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができていることを目指しています。</p>

※ 「ゆめ力」「自分力」「つながり力」

「ゆめ力」＝将来の夢を持ち、努力できる力

「自分力」＝規範意識を持ち、自分をコントロールする力

「つながり力」＝他者を尊重し、積極的に人間関係を築こうとする力

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③「趣やかな体の育成	<p>現状と課題</p> <p>新体力テスト(※)の結果を活用し、生涯にわたって健康な体と体力の維持・向上を図らうとする基礎を培う必要が感じられます。また、児童・生徒は、健康への意識が高くなり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えています。朝食では安全安心な地元産食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができています。</p> <p>目標</p> <p>小中学校が連携した体力向上の取組や授業改善、新体力テストの活用を進めるとともに、児童・生徒は、健康への意識が高くなり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えています。朝食では安全安心な地元産食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができています。</p>	<p>市</p> <p>新体力テストの分析結果を提供し、健康や体力の維持・向上、「食」への意識を高めるとともに、習慣化した結果を体育指導に有効に活用します。また、アレルギー対応への的確な対応を図るとともに、地元産食材の使用などにより学校給食等における食育の充実を図ります。</p> <p>市 民</p> <p>夏休み中のラジオ体操や地域のスポーツイベント等、体を動かす機会には家族で積極的に参加し、運動する楽しさや健康に対する関心を子どもとともに共有します。</p> <p>事業者・団体</p> <p>子ども会をはじめとする青少年関係団体は、スポーツ活動などを活用して活発に取り組めます。また、農業者組合など関係団体は、地元産産物を結びつけ、食材の運搬を担うなど、その活用推進のため市との連携に努めます。</p>
④「学校支援体制」の充実	<p>現状と課題</p> <p>最新の教育情報を提供し、研修を実施することにより、教職員の資質・能力向上に努めていますが、増加している経験の浅い教員への対応が課題です。相談業務では、児童・生徒、保護者、教職員の不安や悩みに対応し、支援しています。</p> <p>目標</p> <p>教職員は、最新の技術や情報をもとに授業改善に取り組んでいます。丁寧な相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減されています。</p>	<p>市</p> <p>初任者、ミドルリーダー、管理職等に必要な情報を分析、選択して研修を実施するとともに、イントラネットを活用し情報提供を行います。発達相談や不登校、いじめ等の不安や悩みに、相談業務及び支援を充実させます。</p> <p>市 民</p> <p>授業参観などにより学校の状況を把握するとともに、学校評価に参加して意見を述べ、児童・生徒がよりよい学校生活を送れるよう支援します。</p> <p>事業者・団体</p>

※ 新体力テスト

国民の体力の強化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、従前の「スポーツテスト」を全面的に見直し、作成されたテストで、文部科学省は平成11年度から同テストを用いて「体力・運動能力調査」を実施しています。

まちの 第2章 次代の社会を担う子どもたちを育むまち

施策4. 魅力ある教育環境づくりを推進する

施策概要

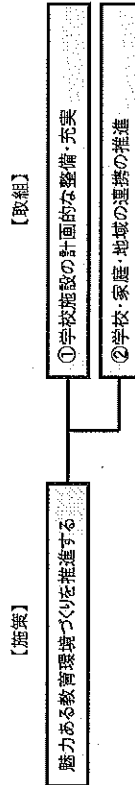
《施策の必要性》

安全・安心で快適な教育環境を計画的・効果的に整備することが必要です。また、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの構築と、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。

《施策の方向性》

それぞれ各学校において、子どもたちが良好で快適な環境のもとで教育を受けられることができる環境を整備します。
また、地域における教育コミュニティづくりが進むとともに、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を整えます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	地域における教育コミュニティづくりを推進することで、子どもたちの教育環境の整備を図ります。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	各地域において子どもたちの見守りなど防犯活動が行われ、安全安心な暮らしとなっています。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域の子は地域で育てるといった意識が醸成され、地域コミュニティが育まれています。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の人々が、子どもにかかわる活動に参加しています。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 学校施設の計画的な整備・充実	<p>現状と課題 快適な教育環境を整えるため、校舎内環境の向上等の再整備を進めています。子どもたちが健康でいきいきと学ぶことができる教育環境を確保し、ICTの活用など多様化する学習に対応した設備等の充実に努められています。</p> <p>目標 学校施設・設備等が、計画的に更新されることにより、利便性や機能性を持つ、快適な教育環境で効果的な児童・生徒の学習が行われています。</p>	<p>市 老朽化する施設の長寿命化改修に取り組みとともに、社会環境や生活様式の変化などを踏まえた良好で快適な環境を提供します。</p> <p>市民 学校の施設・設備を大切に使う意識・マナーを高めます。</p> <p>事業者・団体 学校施設・設備の維持・管理に協力します。</p>
② 学校・家庭・地域の連携の推進	<p>現状と課題 地域住民のつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭の教育力が低下する傾向にあります。また、子どもたちが安全に安心して過ごすことのできる環境づくりが求められています。</p> <p>目標 学校・家庭・地域が互いに情報共有し、それぞれが連携して教育コミュニティづくりを進めています。また、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや地域での見守り体制が整っています。</p>	<p>市 校区を基盤とした学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、子どもへの安全教育や安全で安心な居場所の提供を行います。</p> <p>市民 総論・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。</p> <p>事業者・団体 地域の団体や事業者が経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。</p>

**まちの 第2章
将来像 次代の社会を担う子どもたちを育むまち**

施策5. 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する

施策概要

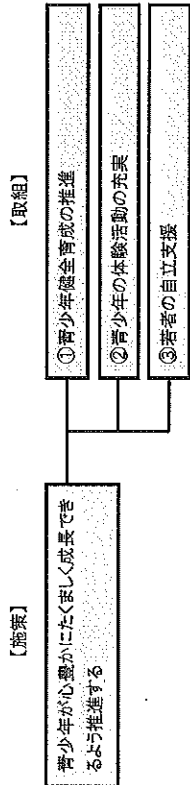
《施策の必要性》

都市化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、青少年を取り巻く社会環境が変化の中で、青少年の体験活動の機会が減少するとともに、青少年の規範意識が低下し、非行が低年齢化するなど、青少年の健全育成は困難な環境にあります。また、生活困窮のみならず就労・自立に向けた支援を必要とするなど課題を抱える若者も増加しています。青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう、取組を進める必要があります。

《施策の方向性》

全ての青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう取組を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-4 生活困窮者への支援を推進する	若年困難者への支援策を実施します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	体験活動の機会を提供することで、「豊かな心」の醸成に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひきこもり等の若者に対する就労支援を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域におけるさまざまな健全育成団体がそれぞれの目的を持ち活動すること、地域におけるコミュニケーションづくりを推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 青少年健全育成の推進	<p>地域における人間関係が希薄化する中、「地域の子どもは地域で風守り、育てるため青少年育成団体が活発な活動ができるよう支援することにも、青少年を取り巻く社会環境の整備を図る必要があります。」</p> <p>目標 各地域で青少年健全育成の行事等が活発に実施されることにより、地域の子どもは地域で見守り、育てるという市民意識の醸成がされています。</p>	<p>市 地域において、青少年健全育成の支援にとともに、青少年健全育成団体の支援に努めます。 青少年問題協議会(※)の発唱により、青少年健全育成のための安全安心な環境整備に努めます。</p> <p>市民 地域で実施される青少年健全育成の行事に積極的に参加・協力し、地域の子どもを見守ります。</p> <p>事業者・団体 青少年健全育成団体は、地域における人間関係の構築及び青少年の親近意識の醸成のための事業の実施に努めます。 青少年指導員会は、青少年を有償環境から保護するための活動に努めます。</p>
② 青少年の体験活動の充実	<p>現状と課題 社会の欧化により、これまで身近にあった遊びや体験の場が減少しています。青少年は体験活動を通して、コミュニケーション力、規範意識、道徳心等社会で求められる基礎的な能力を養うことができず、青少年の経験が低下するなど、体験格差が生じています。</p>	<p>市 こども会等体験活動の機会を提供する団体の活動支援に努めます。 上中家青少年センター及び青少年野外活動センターの施設整備を進めるとともに、青少年の体験活動の充実を図ります。</p> <p>市民 情報収集に努め、体験活動の機会を活用します。</p> <p>事業者・団体 こども会等各種団体は、青少年の体験活動の提供に努めます。</p>

※ 青少年問題協議会

市長を会長とし、学識経験者、市議会議員、警察署・保健所・子ども家庭センターなどの関係行政機関、関係団体等で組織され、青少年に関する総合的連携についての重要事項を審議する茨木市の府県機関です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③ 若者の自立支援	<p>現状と課題 ひきこもり等の相談窓口として、茨木市自立支援センターを設置し、相談・支援体制の充実を図るとともに、ひきこもり等の相談などについての支援をしています。また、課題を持つ青少年やその保護者等に対する相談体制の充実を図るなど、若者の自立に向けた切れ目のない支援が必要です。</p> <p>目標 若者とその保護者が気軽に相談できる窓口が整備されています。 それぞれに状況に応じた支援を受け、自立に向けてステップアップしています。</p>	<p>市 若者に対応する相談窓口を充実するとともに、自立に向けたさまざまな支援を行います。また、課題を持つ青少年に対して、諸問題を解決するため、必要に応じて適切な関係機関と連携できるよう相談窓口を充実します。</p> <p>市民 事業者は、若者の社会参加・職業体験の場を提供します。</p>